

2026年3月期基準

日本IPO実務検定協会公認

財務報告実務検定 開示様式理解編 重要ポイント & 精選問題

EY新日本有限責任監査法人 編著

財務報告の重要ポイントを効率よく学習
豊富な確認問題付きの公式サブテキスト！



リンケージ・パブリッシング

LINKAGE

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー、開示）することが法令等により義務付けられていますが、この財務報告実務を担うためには、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」等に基づく報告のルールや、財務報告書類の作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲に学ぶ必要があります。

しかも、財務報告に関係する法令等は頻繁に改正されるとともに、決算早期化の傾向が続いており、開示実務の現場では改正箇所のフォロー・決算早期化への実務対応に苦慮する局面も少なくありません。

こうした中、膨大な財務報告の知識を効率的に学習できる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっていますが、検定事務局には、「受験したいが、仕事が忙しくて十分な勉強時間がとれない」「重要ポイントを効率的に学びたい」といった声がしばしば寄せられます。

そこで、財務報告実務のポイントを効率的に学び、「財務報告実務の全体像」をつかんでいただくことを狙いとして作られているのが本書です。

本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキストのサブテキストとして、文字通り公式テキストの「ポイント」を整理して解説しています。具体的には、財務報告実務や財務報告実務検定・開示様式理解編における重要性に応じて解説に濃淡を施しており、また、単元ごとに設けられた選択式問題を解くことで知識の定着が図れるよう工夫されています。さらに、第6章においては財務報告実務検定・開示様式理解編と同様の出題スタイルによる問題も掲載し、本試験問題にも慣れていただけるよう配慮しています。

本書が、財務報告実務を効率よく身に付けるとともに、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格に向けた学習の一助となれば幸いです。

最後に、本書の執筆にご尽力いただいた EY 新日本有限責任監査法人の皆様、また、本書の出版の機会を与えていただくとともに編集をご担当いただいたリンテージ・パブリッシングの岩村信寿様に感謝の意を表します。

執筆にあたって

本書は、財務報告の監査実務に従事している公認会計士が、財務報告実務検定・開示様式理解編を受験する方や、検定の受験を志す方以外でも網羅的に財務報告の基礎知識を得たい方に向けて執筆した、財務報告の要点整理本です。

昨今、上場企業の経理、財務、IR に関する実務担当者やこれらの職種を志す人にとって、財務報告（「ディスクロージャー」「開示」とも言われることもあります）に関する知識の取得やアップデートは欠かせません。そのため財務報告に関する知識を体系だって学び、その成果を確認することができる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっています。その一方で、業務が多忙な受験生などから、「受験する前に学んだ知識の要点整理を行いたい」、「財務報告の重要ポイントをもっと効率的に学びたい」といった強いニーズがあります。

そのため本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した「財務報告検定・開示様式理解編公式テキスト」のサブテキストと位置づけて、文字通り公式テキストの「要点」を「整理」して解説する構成をとりながら、財務報告実務検定・開示様式理解編の重要度に応じて解説に濃淡を施し、また column（コラム）に実務で有用な情報を盛り込んで、読者が目的や熟練度に応じて利用することを可能にしました。

また、財務報告に関係する法令等は頻繁に改正されますので、本書では今般の企業結合に関する会計基準及び関連する他の会計基準等の改正や改正会社法に関するトピック等を織り込んだ改訂作業を行っております。

本書がみなさまの財務報告実務に関する学習の一助となれば幸いです。

最後に本書の発刊にあたりお世話になりました日本 IPO 実務検定協会及びリネージ・パブリッシングの編集担当諸氏に心から御礼申し上げます。

2025 年 7 月

執筆者一同

第1章 財務報告概論 ————— 7

1. 【ディスクロージャーの体制と年間スケジュール】 重要度 A …………… 9
2. 【本決算スケジュール】 重要度 A …………… 14
3. 【金融商品取引法①】 重要度 B …………… 19
4. 【金融商品取引法②】 重要度 B …………… 22

第2章 有価証券報告書 ————— 25

1. 【主要な経営指標等の推移】 重要度 B …………… 27
2. 【沿革】 重要度 C …………… 33
3. 【事業の内容】 重要度 B …………… 34
4. 【関係会社の状況】 重要度 A …………… 37
5. 【従業員の状況】 重要度 A …………… 43
6. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 重要度 C …………… 47
7. 【サステナビリティに関する考え方及び取組】…………… 48
8. 【事業等のリスク】 重要度 C …………… 49
9. 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 重要度 B … 50
10. 【重要な契約等】 重要度 C …………… 55
11. 【研究開発活動】 重要度 C …………… 57
12. 【設備の状況】 重要度 B …………… 58
13. 【株式等の状況】 重要度 C …………… 61
14. 【自己株式の取得等の状況】 重要度 C …………… 65
15. 【配当政策】 重要度 C …………… 66
16. 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 重要度 B …………… 67
17. 【連結貸借対照表】 重要度 A …………… 78
18. 【連結損益計算書】 重要度 A …………… 89
19. 【連結包括利益計算書】 重要度 B …………… 97
20. 【連結株主資本等変動計算書】 重要度 B …………… 100
21. 【連結キャッシュ・フロー計算書】 重要度 B …………… 101
22. 【継続企業の前提に関する事項】 重要度 B …………… 105
23. 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 重要度 A …………… 108

24. 【注記事項 連結貸借対照表関係】 重要度 A	118
25. 【注記事項 連結損益計算書関係】 重要度 A	122
26. 【注記事項 連結包括利益計算書関係】 重要度 C	125
27. 【注記事項 連結株主資本等変動計算書関係】 重要度 B	126
28. 【注記事項 連結キャッシュ・フロー計算書関係】 重要度 B	129
29. 【注記事項 金融商品関係】 重要度 B	131
30. 【注記事項 有価証券関係】 重要度 B	138
31. 【注記事項 デリバティブ取引関係】 重要度 B	141
32. 【注記事項 退職給付関係】 重要度 B	143
33. 【注記事項 ストック・オプション等関係】 重要度 C	147
34. 【注記事項 税効果会計関係】 重要度 B	148
35. 【注記事項 資産除去債務関係】 重要度 C	150
36. 【注記事項 賃貸等不動産関係】 重要度 C	150
37. 【注記事項 収益認識関係】 重要度 A	151
38. 【注記事項 セグメント情報等】 重要度 A	155
39. 【注記事項 関連当事者情報】 重要度 B	161
40. 【注記事項 1株当たり情報】 重要度 A	164
41. 【注記事項 重要な後発事象】 重要度 C	169
42. 【連結附属明細表 社債明細表】 重要度 C	170
43. 【連結附属明細表 借入金等明細表】 重要度 C	171
44. 【連結附属明細表 資産除去債務明細表】 重要度 C	172
45. 【連結財務諸表 その他】 重要度 C	173
46. 【単体開示の簡素化】 重要度 B	174
47. 【貸借対照表】 重要度 C	177
48. 【損益計算書】 重要度 C	178
49. 【株主資本等変動計算書】 重要度 C	180
50. 【財務諸表注記事項の取扱い】 重要度 C	181
51. 【注記事項 損益計算書関係】 重要度 C	183
52. 【注記事項 株主資本等変動計算書関係】 重要度 B	184
53. 【注記事項 有価証券関係】 重要度 C	185

54. 【附属明細表 有価証券明細表】重要度 C	186
55. 【附属明細表 有形固定資産等明細表】重要度 B	187
56. 【附属明細表 引当金明細表】重要度 C	190
57. 【主な資産及び負債の内容】重要度 C	191
58. 【独立監査人の監査報告書】重要度 C	192

第3章 半期報告書、内部統制報告書 ————— 195

1. 【半期報告書】重要度 B	197
2. 【財務報告に係る内部統制】重要度 C	215

第4章 適時開示 ————— 219

1. 【概論】重要度 B	221
2. 【決算短信】重要度 B	224
3. 【四半期決算短信】重要度 C	232
4. 【その他の適時開示】重要度 C	235

第5章 会社法 ————— 237

1. 【概論】重要度 B	239
2. 【招集通知】重要度 C	240
3. 【事業報告】重要度 B	242
4. 【連結計算書類及び計算書類等】重要度 C	259
5. 【監査報告書】重要度 C	262

第6章 問題編 ————— 263

1. 【主要な経営指標等の推移】

要点整理

- ・連結と個別に関する経営指標等を一覧にしたものである。一般的に「ハイライト情報」と呼ばれる。
- ・規則等の改正等により経営指標等の数値に大きな変動がある場合には、数値の継続性の観点からその要因等を脚注することが望ましい。
- ・潜在株式がないこと等の理由により潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について記載しない場合は、その旨(理由)を記載することが望ましい。
- ・総会前開示の際の留意点：「主要な経営指標等の推移」においては、最近5事業年度に係る1株当たり配当額が記載事項とされているため、当事業年度に係る配当額が確定していない場合には、決議する予定の配当額を記載し、その旨を注記する。
- ・経営指標のうち、以下の項目はその計算にあたり注意が必要である。なお、1株当たり情報の計算については、「注記事項 1株当たり情報」を参照のこと。

a 自己資本比率、自己資本利益率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}}$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2}$$

計算に用いる自己資本（＝純資産額－株式引受権－新株予約権－非支配株主持分（連結の場合））は、自己資本比率を計算する場合は期末時点の値、自己資本利益率を計算する場合は期首・期末の平均値を用いるのが適当である。

b 株価収益率

$$\text{株価収益率} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり当期純利益金額}}$$

計算に用いる株価は、期末日のものとなる。但し、当該株価が無い場合は、期末日前直近の日における株価とする。また、分母の1株当たり当期純利益金額に代えて潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を用いることができる。その場合は、その旨を付記する。

c 株主総利回り

$$\text{株主総利回り} = \frac{\begin{array}{c} \text{(各事業年度末日の株価 + 当事業年度の4事業年度前から} \\ \text{各事業年度までの1株当たり配当額の累計額)} \end{array}}{\text{当事業年度の5事業年度前の末日の株価}}$$

株主総利回りとは、株式投資により得られた収益（配当とキャピタルゲイン）を投資額（株価）で割った比率をいう。

株主総利回りの計算に当たっては、基準となる当事業年度の5事業年度前が每期変わるため每期において再計算する必要がある。

【株価の推移】

- ・最近5年間の事業年度別最高・最低株価を記載したものである。
- ・開示府令第三号様式（記載上の注意）(35)、同第二号様式（記載上の注意）(54)における記載は以下のとおり。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高 (円)					
最低 (円)					

- ・株式が金融商品取引所に上場されている場合は、主要な1金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記する。
- ・2以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合は、種類ごとに記載する。

【記載例】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	
決算年月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	
売上高	(百万円)	169,345	186,569	180,450	194,151	209,683
経常利益	(百万円)	6,394	6,764	5,158	4,362	4,395
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,478	4,035	2,870	2,702	1,594
包括利益	(百万円)	3,322	4,009	2,714	2,676	1,133
純資産額	(百万円)	57,465	60,281	62,523	64,235	64,062
総資産額	(百万円)	76,829	173,517	201,251	202,183	200,224
1株当たり純資産額	(円)	237.46	249.10	253.49	259.55	
1株当たり当期純利益金額	(円)	14.37	16.67	11.85	11.14	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	16.97	11.83	11.09	6.94
自己資本比率	(%)	32.1	34.2	30.6	31.3	31.5
自己資本利益率	(%)	6.6	7.0	4.7	4.3	2.7
株価収益率	(倍)	55.7	39.6	61.7	73.8	113.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,204	3,005	5,262	5,980	7,662
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4,243	△3,804	△8,542	△15,033	△5,399
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,989	△3,737	13,512	8,660	△4,439
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	18,970	14,434	24,766	24,373	25,197
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名)	4,420 (681)	5,525 (852)	5,638 (861)	5,476 (696)	5,325 (852)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しない
せん。包括利益がマイナス(△)の
場合は、「△1,133」として
表示

「自己資本」の意義に留意

単位に留意

主要な経営指標等の脚注(数
値の補足説明、変動の説明等)

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	
売上高	(百万円)	124,245	133,719	119,217	161,237
経常利益	(百万円)	5,016	4,985	4,469	5,274
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,472	2,693	2,733	2,056
資本金	(百万円)	16,389	16,389	16,676	16,956
発行済株式総数	(株)	241,995,614	241,995,614	242,815,614	243,598,471
純資産額	(百万円)	50,282	50,439	52,313	55,684
総資産額	(百万円)	137,916	163,517	181,685	177,003
1株当たり純資産額	(円)	207.78	208.33	215.14	228.37
1株当たり配当額	(円)	6.00	6.00	6.00	6.00
1株当たり中間配当額	(円)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	10.22	11.13	11.29	8.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	11.13	11.26	8.44
自己資本比率	(%)	36.5	30.8	28.8	31.4
自己資本利益率	(%)	5.3	5.3	6.9	3.7
株価収益率	(倍)	58.9	59.3	64.8	83.3
配当性向	(%)	58.7	53.9	53.1	70.9
従業員数	(名)	4,298	4,329	4,638	4,213
〔外、平均臨時雇用人員〕		〔595〕	〔578〕	〔692〕	〔580〕

連結財務諸 い場合、「注 場合の投資 の金額」を
中間配当
連結財務諸 ない場合、 活動及び財 キャッシュ 「現金及び 残高」を記

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しない
せん。連結財務諸表を作成してい
ない場合、「持分法を適用した
場合の投資利益又は投資損失
の金額」を記載

中間配当額は開示項目

連結財務諸表を作成してい
ない場合、「営業活動・投資
活動及び財務活動による各
キャッシュ・フロー」並びに
「現金及び現金同等物の期末
残高」を記載主要な経営指標等の脚注(数
値の補足説明、変動の説明等)

1 ハイライト情報と会計上の変更及び誤謬の訂正との関係

ハイライト情報においては5年分の情報が記載されるが、会計上の変更及び誤謬の訂正により遡及処理を行う場合、前連結会計年度（事業年度）については遡及処理を行わなければならない。しかしそれ以前のもの（前連結会計年度（事業年度）より前の3年分）については任意である。

なお、遡及処理をした場合は、過去の財務諸表につき遡及処理を行った旨を注記しなければならない。

また、遡及処理を行うことが困難なものやハイライト情報の利用者が遡及処理によりかえって混乱する可能性のあるもの（株価収益率、資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、配当性向）については、遡及処理しないことに留意する。

column

ハイライト情報

開示に先立ち、記載される各財務数値について最終の（連結）財務諸表に記載されている金額が正しく転記されているかをチェックする必要がある。また、1株当たり情報、従業員数、発行済株式総数、1株当たり配当額については、有価証券報告書の他の箇所にも記載がなされるため、内容の整合性に注意する必要がある。

▶▶▶ 確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1 【主要な経営指標等の推移】には、連結財務諸表提出会社であっても個別財務諸表に係る提出会社の経営指標等を記載しなければならない。
- 問2 【主要な経営指標等の推移】には、最近5連結会計年度（事業年度）の経営指標等を記載するが、この場合の最近5連結会計年度（事業年度）には当連結会計年度（事業年度）は含まない。
- 問3 【主要な経営指標等の推移】の当連結会計年度（事業年度）では、投資判断に資するため、第2四半期の経営指標等に関する記載も併せて行う。
- 問4 【主要な経営指標等の推移】に記載される自己資本比率を計算する際に用いる自己資本は、期首・期末の平均値を使用するのが適当である。
- 問5 【主要な経営指標等の推移】に記載される株価収益率を計算する際に用い

る株価は期末日のものであるため、出来高が無かったことにより期末日の株価が存在しない場合には、株価収益率の記載は不要であるとともに、その旨を脚注することが望ましい。

問6 【主要な経営指標等の推移】に記載される自己資本比率及び自己資本利益率を計算する際に用いる自己資本は、純資産額から株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分（連結の場合）並びにその他の包括利益累計額（連結の場合）を控除して算定される。

問7 【主要な経営指標等の推移】において遡及処理を行う場合、前連結会計年度（事業年度）及びそれ以前のもの（表示されるすべての期間）についても遡及処理を行う必要がある。

▶▶▶解説

問1 正しい

なお、連結財務諸表提出会社であっても、資本金の金額、発行済株式総数、1株当たり配当額、配当性向は、個別財務諸表に係る提出会社の経営指標等として記載される。

問2 誤り

最近5連結会計年度（事業年度）の経営指標等とは、当連結会計年度（事業年度）の前4連結会計年度（事業年度）及び当連結会計年度（事業年度）の経営指標等である。

問3 誤り

【主要な経営指標等の推移】では四半期に関する記載は行わない。有価証券報告書における四半期に関する記載は、【経理の状況】の【その他】の箇所にあるのみである。但し、中間配当額については1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載する。

問4 誤り

自己資本比率を計算する際に用いる自己資本は、期末時点の値を用いるのが適当である。これは、自己資本比率は期末という一時点（ストック）における割合を示す指標であるためである。

問5 誤り

期末日の株価が存在しない場合には、期末日前直近の日における株価を用いて株価収益率を計算する。

問6 誤り

自己資本比率及び自己資本利益率を計算する際に用いる自己資本は、純資産額から株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分（連結の場合）を控除して算定する。連結の場合にその他の包括利益累計額を控除する必要はない。

問7 誤り

遡及処理を行う場合、前連結会計年度（事業年度）について行わなければならないが、それ以前のもの（表示されるすべての期間）については遡及処理を行うことは可能であるが、必ずしも行わなければならないという訳ではない。

17. 【連結貸借対照表】

要点整理

- ・ 連結貸借対照表は連結財務諸表の一部を構成し、企業集団の期（現在）における財政状態を表している。
- ・ 連結貸借対照表は資産の部、負債の部、資産と負債の差額で表現される純資産の部から構成されている。更に、それぞれ適切な科目に細分化されていくため、階層構造について把握しておく必要がある。特に純資産の部については項目が多いため留意が必要である。
- ・ 特定の科目と関係のある注記を記載する場合には、注記内容が当該科目との関連が明確になるように、当該科目に注記番号を付す必要がある。
- ・ 資産と負債の記載順序は、流動性配列（流動性の高い項目から並べて記載する方法）を原則とする。
- ・ 流動項目か固定項目かの分類（区分）は、①正常営業循環基準（正常な営業取引の過程にある資産・負債、流動資産・流動負債とみなす、という基準）と②一年基準（ワンイヤールール）（貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に利益が実現するものは流動項目、一年を超えて到来するものは固定項目）とされる。
- ・ 量的重要性の判断にあたって用いられる金額基準額（別掲基準額）は、以下の二つから用いられる。

資産総額、負債・純資産合計の100分の1以上	連結財務諸表規則で区分表示される項目（例えば、現金及び預金等）で、他の項目に属する項目と一括して表示することが適当であると認められる項目の集約基準
連結負債・純資産合計の100分の1以上	連結財務諸表規則で「その他」の項目で別掲すべきものの基準

- ・ 金額は千円又は百万円の単位により記載し、その他の連結財務諸表及び附随事項も同じ単位を使用する。

【記載例 連結財規様式第四号】

前連結会計年度
(令和 年 月 日)

当連結会計年度
(令和 年 月 日)

資産の部

流動資産

現金及び預金
受取手形
売掛金
契約資産

流動資産合計

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物
減価償却累計額
建物及び構築物（純額）
機械装置及び運搬具

有形固定資産合計

無形固定資産

のれん

無形固定資産合計

投資その他の資産

投資有価証券

投資その他の資産合計

固定資産合計

繰延資産

創立費

繰延資産合計

資産合計

負債の部

流動負債

支払手形及び買掛金
契約負債

流動負債合計

固定負債

社債

固定負債合計

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金
資本剰余金
利益剰余金

自己株式

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金

その他の包括利益累計額合計

新株予約権

非支配株主持分

純資産合計

負債純資産合計

×××

××

「1 流動資産」参照

×××

×××

「2 固定資産」参照

×××

△××

△××

×××

×××

×××

×××

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

1 流動資産

(1) 流動資産に属する科目

流動資産とは、現金及び預金、売上債権、棚卸資産、前渡金、その他1年以内で現金化されるものをいう。流動資産に属する資産は、以下の項目の区分けを行い掲記する。

流動資産の区分表示

別掲基準

a	現金及び預金
b	受取手形
c	売掛金
d	契約資産
e	リース債権及びリース投資資産
f	有価証券
g	商品及び製品（半製品含む）
h	仕掛品
i	原材料及び貯蔵品
j	その他

当該科目に該当する項目であっても資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものは、別掲して掲記することができる。
これらの科目を一括表示し、科目名は、科目名と金額を注記することが必要。
資産の総額の100分の5を超えるものは、別掲して資産の内容を示す科目をもって別掲する。

(2) その他留意すべき事項

項 目	摘 要
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の表示	「棚卸資産」の科目をもって一括して掲記することもできる（この場合はそれぞれの科目の金額を連結貸借対照表に注記することが必要）。
通常の取引以外の手形債権の表示	「受取手形及び売掛金」から除外するのが原則であるが、資産の総額の100分の1以下であれば「受取手形及び売掛金」に含めることもできる。
電子記録債権	「受取手形及び売掛金」から除外するのが原則であるが、重要性が乏しい場合には、「受取手形及び売掛金」に含めることもできる。
デリバティブ取引により生じた正味の債権の表示	資産の総額の100分の5を超えるものについては、その内容を示す名称を付した科目で記載

(3) 流動資産に係る引当金の表示

流動資産に属する資産に係る引当金（評価性引当金）は、当該各資産科目に対

する控除科目として、その設定目的を示す名称で掲記するか、あるいは以下の方法で掲記する必要がある。

- a 当該引当金に対応する資産科目ごとではなく、控除科目として一括して掲記する方法
- b 当該引当金を当該資産から直接控除し、控除残高を当該各資産の金額として表示する方法（この場合、控除額を当該各資産科目別又は一括して貸借対照表注記とすることが必要）

2 固定資産

(1) 固定資産に属する科目

固定資産の範囲は、有形固定資産、無形固定資産、及びその他の資産に区別される。固定資産は、売却目的の資産ではなく、また現金化が可能であるが現金化までに1年超かかる資産が対象となる。

固定資産の区分表示		別掲基準
有形固定資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 土壌改良費 リース資産 建設仮勘定 その他	当該科目に該当する項目であっても、資産の総額の100分の1以下のもの、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものは、一括して掲記することができる。但し、退職給付に係る資産を除く。
無形固定資産	ソフトウェア リース資産 公共施設等運営権 その他	
投資その他の資産	投資有価証券 長期貸付金 繰延税金資産 退職給付に係る資産 その他	資産の総額の100分の5を超えるものは、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記

(2) リース資産の表示

有形固定資産、無形固定資産のリース資産については、各項目（建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他）に含めて表示することもできる。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額の表示

有形固定資産の減価償却累計額については、以下のいずれかの方法により表示する。

- a 各資産科目に対する控除科目として掲記する方法
- b 控除科目として一括して掲記する方法
- c 当該資産から直接控除し、控除残高を当該各資産の金額として表示する方法（この場合、控除額を当該各資産科目別又は一括して注記することが必要）

(4) 有形固定資産の減損損失累計額の表示

有形固定資産の減損損失累計額については、以下のいずれかの方法により表示する。

- a 当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の残高として掲記する方法
- b 減価償却を行う資産に対する減損損失累計額について、当該各資産の控除科目として掲記する方法
- c 減価償却を行う資産に対する減損損失累計額について、控除科目として一括して掲記する方法
- d 減価償却を行う資産に対する減損損失累計額について、減価償却累計額と合算した金額を控除科目として減価償却累計額、若しくは、減価償却累計額及び減損損失累計額をそれぞれ掲記する方法

(5) 無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の表示

各無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額は、その各科目から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する。なお、償却累計額の取扱いについては、有形固定資産の取扱いと相違するため、留意が必要である（繰延資産も同様）。

(6) 投資その他の資産に係る引当金の表示

流動資産と取扱いが同様である。

3 繰延資産

繰延資産とは、創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費のことをいう。繰延資産に属する項目は、上記の区分に従い掲記する。但し、資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。

繰延資産に属する項目の償却累計額については、当該繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する。

4 流動負債

(1) 流動負債に属する科目

流動負債とは、支払手形、買掛金、前受金、引当金（1年以内に使用されないと認められるもの、資産に係る引当金を含む）、未払金、その他1年以内に支払又は返済が行われるものをいう。流動負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

流動負債の区分表示	別掲基準
a 支払手形及び買掛金	当該科目に該当する項目であっても負債・純資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものは、一括して掲記することができる。
b 短期借入金（支払手形及び当座貸越を含む）	他の項目に属する負債と一括して表示できるが、その場合、科目名と金額を注記することが必要
c リース債務（1年以内に返済が到来するもの）	その設定目的を示す名称を付した科目で掲記することが必要であり、金額が少額な場合には他の適当な科目と一括して掲記することができる。
d 未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額）	負債・純資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該負債の内容を示す科目をもって別に掲記
e 契約負債	
f 引当金	
g 資産除去債務（1年以内に履行されると認められるもの）	
h 施設等運営権に係る負債	
i その他	

(2) その他留意すべき表示

項 目	摘 要
通常の取引以外の手形債務	設備関係支払手形のように、通常の取引以外の手形債務の取引に基づいて発生した手形債務は、「支払手形及び買掛金」から除外することが原則であるが、負債及び純資産の合計額の100分の1以下であれば、「支払手形及び買掛金」に含めることもできる。
電子記録債務	通常の取引に基づいて発生した電子記録債務は、「支払手形及び買掛金」から除外するのが原則であるが、重複性が乏しい場合には、「支払手形及び買掛金」に含めることができる。
デリバティブ取引により生じた正味の債務	デリバティブ取引により生じる正味の債務は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えない限りについては、その内容を示す名称を付した科目で記載

(3) 諸税金の未払分を表示

法人税、住民税及び事業税の未払額については、「未払法人税等」として表示する。なお、当該連結会計年度の利益を課税する金額を課税標準とする事業税以外の事業税であっても、その未払分については「未払法人税等」に含めて表示する。

また、事業に係る事業所等への未納付分については、「未払事業所税」等その内容を示す適当な名称を付した科目をもって掲記する(金額に重要性がない場合は、未払金等他の適当な科目に含めて表示する)。

消費税の未払分については、「未払消費税等」等その内容を示す適当な名称を付した科目をもって掲記する(金額に重要性がない場合は、未払金等他の適当な科目に含めて表示する)。

5 固定負債

固定負債とは、社債、長期借入金、引当金（流動負債の範囲に入る引当金を除く）及びその他の負債で流動負債に属さないものをいう。固定負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

固定負債の区分表示	別掲基準
a 社債 b 長期借入金（金融手形を含む） c リース債務 d 繰延税金負債 e 引当金 f 退職給付に係る負債 g 資産除去債務 h 公共施設等運営権に係る負債 i その他	当該科目に該当する項目であつて、負債・純資産の総額の100分の1以下のもの、その他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。但し、引当金及び退職給付に係る負債を除く。 負債・純資産の総額の100分の5を超すものについては、当該科目の内部表示科目をもって別に掲記
・その目的を示す名称を付した科目で掲記することが必要であり、金額が少額な場合には他の適当な科目と一括して掲記することが可能 ・1年以内にその一部の金額の使用が予定されるが、1年以内の使用額を正確に算定できない場合、その全額を固定負債として掲記する ・1年以内に使用されることが確実に認められる場合、その全部又は1年以内の使用額を適当な方法により、その金額を流動負債として掲記する	

6 純資産

(1) 純資産に属する項目

純資産とは、負債科目と負債項目の差額で構成され、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権、優先株主持分に分類して記載する。株主資本とその他の包括利益累計額については、更に下表の項目に区分して表示する。

株主資本	その他の包括利益累計額
株主資本	その他有価証券評価差額金
資本剰余金	繰延ヘッジ損益
利益剰余金	土地再評価差額金
—	為替換算調整勘定
—	退職給付に係る調整累計額

(2) 自己株式の表示

自己株式は、株主資本に対する控除項目として、利益剰余金の次に自己株式の科目名で掲記する。

▶▶▶確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1** 連結貸借対照表の表示方法は、最近2連結会計年度の連結貸借対照表を比較（左側に前連結会計年度、右側に当連結会計年度）する形式による。
- 問2** 通常の取引以外の取引に基づいて発生した受取手形が金額が総資産の100分の5未満である場合、流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示する。
- 問3** 電子記録債権の金額に重要性が乏しいため、「受取手形及び売掛金」に含めて表示した。
- 問4** 得意先の破産等により1年以内に回収が望めない見込みの売掛金は固定資産の部に計上されることになる。
- 問5** 有形固定資産のリース資産についても、連結貸借対照表においてリース資産として別掲し、各項目（建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他）に含めて表示することが出来る。
- 問6** 不動産業を営む企業が販売目的で土地及び建物を購入した場合、有形固定資産の「建物及び構築物」と「土地」に取得原価で計上される。
- 問7** 無形固定資産の減価償却累計額については、各資産科目に対する控除科目として掲記する。
- 問8** 投資その他の資産に属する資産に係る貸倒引当金は、当該各資産項目に対する控除科目とせず、当該資産から直接控除するとともに注記すること出来る。
- 問9** デリバティブ取引により生じる正味の債務で、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えるものについては、その内容を示す名称を付した科目をも明記しなければならない。
- 問10** 土地を購入するために振出した手形は、固定負債に計上しなければならない。

問11 子会社が保有する親会社株式は、連結貸借対照表上、投資その他の資産の区分に係る会社株式として計上する。

問12 退職給付に係る資産の金額が総資産の100分の1以下であったため「その他」に含めて表示した。

▶▶▶解説

問1 正しい

様式は、連結財規様式第四号となっている。

問2 誤り

通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債権については、「受取手形及び売掛金」から除外するのが原則であるが、資産の総額の100分の1以下であれば「受取手形及び売掛金」に含めることもできる。

問3 正しい

問4 正しい

通常の営業取引に基づく債権であっても、相手先の財政状態の悪化に起因して1年以内に回収されないことが明らかである場合は、正常な営業活動の循環過程にあると見えない。そのため、1年基準が適用され1年以内に回収されないことが明らかとなるものは固定項目となる。

問5 正しい

なお、無形固定資産でも同様である。

問6 誤り

固定資産取引は、通常の企業においては通常の営業活動ではなく投資活動として行われるため固定項目である。しかし、不動産業を営む会社では、営業活動として販売目的で不動産を購入することがある。この場合には、保有する不動産は棚卸資産となる（正常営業循環基準）。

誤り

各無形固定資産の減価償却累計額は、その各科目から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する。

問7 正しい

問9 誤り

負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、その内容を示す名称を付した科目をもって記載する。

問10 誤り

土地を購入するために振出した手形であっても、決済日が貸借対照表日の翌日から1年内である場合には流動負債として計上される。

問11 誤り

連結子会社が保有する親会社株式は、連結貸借対照表上、自己株式として表示する。

問12 誤り

退職給付に係る資産は、必ず別掲する必要がある。

1. 【半期報告書】

要点整理

- ・【企業の概況】には、【主要な経営指標等の推移】及び【事業の内容】を記載する。
- ・【主要な経営指標等の推移】に記載するものとして、経営成績（売上高、経常利益、親会社株主に帰属する中間純利益、中間包括利益）、財政状態（総資産額、総資産額等）、1株情報等に関するものがある。
- ・【事業の内容】には、重要な変更があった場合や主要な関係会社に異動があった場合、その内容を記載する。
- ・【事業の状況】には【事業等のリスク】、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、及び【重要な契約等】を記載する。
- ・【事業等のリスク】は、主要なリスクが発生した場合または重要な変更があった場合、その旨及びその内容を簡潔に記載する。
- ・【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】は、投資者の判断に資するため、分析・検討内容を具体的に分かりやすく記載する。
- ・【提出会社の状況】及び【役員等の状況】は、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間連結会計期間中に役員に異動があった場合に記載する。
- ・【経理の状況】に記載される財務諸表は、連結財務諸表提出会社であれば以下のとおり個別財務諸表の記載は不要である。

表名	摘 要
中間連結貸借対当表	—
中間連結損益計算書	2 計算書方式の場合。1 計算書方式も可。
中間連結包括利益計算書	
中間連結キャッシュ・フロー計算書	—

- ・中間連結財務諸表は、有価証券報告書と比べて、表示科目を一部集約するとともに、区分掲記ルールも簡便になっている。

科目集約例	貸借対照表	有形固定資産、投資その他の資産、棚卸資産（当該科目で一括掲記した場合、「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」の各金額について注記が必要になる）
	損益計算書	法人税等（当該科目で「法人税、住民税及び事業税」並びに「法人税等調整額」の一括掲記が可能）
区分掲記ルール	貸借対照表	総資産（負債・純資産の合計額）の100分の10超
	損益計算書	販売費及び一般管理費の総額の100分の20超 営業外収益（費用）の金額の100分の10超 特別利益（損失）の金額の100分の20超

- ・中間連結財務諸表の注記事項は、有価証券報告書と比べて簡便になっている。

有価証券報告書の注記事項	中期報告書の注記事項
重要性の乏しいものを除き（金融商品取引関係）、（有価証券関係）、（デリバティブ取引関係）の注記を記載	中間連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合のみ（金融商品取引関係）、（有価証券関係）、（デリバティブ取引関係）の注記が必要
（1株当たり情報）の注記には、1株当たり純資産額について記載	（1株当たり情報）の注記には、1株当たり純資産額についての記載は不要
（リース取引関係）、（退職給付関係）、（ストック・オプション等関係）、（税効果会計関係）、（資産除去債務関係）、（賃貸等不動産関係）の注記は不要	（リース取引関係）、（退職給付関係）、（ストック・オプション等関係）、（税効果会計関係）、（資産除去債務関係）、（賃貸等不動産関係）の注記は不要

- ・中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理（例 原価差異の繰延処理、税金費用の計算）を適用した場合には、重要性に応じ中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記として、その旨及びその内容を注記する。

表示方法を変更した場合、原則として前期数値の組替えをするが、表示方法の変更に関する注記は不要である。

1 【企業の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】

半期報告書－記載例

回 次	経営指標等	第 50 期 中間連結会計 期間	第 51 期 中間連結会計 期間	第 50 期
会計期間		自 20X1 年 4 月 1 日 至 20X1 年 9 月 30 日	自 20X2 年 4 月 1 日 至 20X2 年 9 月 30 日	自 20X1 年 4 月 1 日 至 20X2 年 3 月 31 日
売上高（百万円）		100,285	105,021	210,007
経常利益（百万円）		6,141	7,733	13,663
親会社株主に帰属する中間（当 期）純利益（百万円）		2,533	3,683	5,733
中間包括利益又は 包括利益（百万円）		6,972	8,115	6,363
純資産額（百万円）		157,839	160,267	157,824
総資産額（百万円）		427,079	443,266	435,552
1 株当たり中間（当期） 純利益金額（円）		52.0	56.7	108.8
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益金額（円）		56.0	56.1	108.1
自己資本比率（％）		35.5	35.4	35.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）		10,063	10,037	17,003
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）		△ 7,711	△ 9,942	△ 15,820
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）		△ 7,711	△ 1,510	△ 2,719
現金及び現金同等物（当 期期末残高）（百万円）		22,268	25,884	25,717

中間連結財務諸表を作成していない場合には、記載例に記載したもの他、「持分法を適用した場合の投資利益」、「資本金」、「発行済株式総数」、「1株当たり配当額」も記載する必要がある。また、記載例に記載したもの内、「中間包括利益又は包括利益」は記載しない。

(2)【事業の内容】

当中間連結会計期間に、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

なお、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載する。

2【事業の状況】

(1)【事業等のリスク】

当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、半期報告書に記載した事業の概要、経営の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の財政状態、業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績に異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引銀行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等）及びその判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。

将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）の末日現在において判断したものである旨を記載する。

（2）【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適切な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び営業見積りに用いた仮定の記載について重要な変更があった場合には、その内容及びその理由等を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。また、連結会社で定めている基本方針・経営戦略等または経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針、経営戦略等または当該指標等（以下、経営方針等）に重要な変更があったときは、新たに経営方針等を定めた場合、その内容及び理由を記載する。

なお、財務及び事業の方針の決定に支配力のある者のあり方に関する基本方針を定めている場合には、重要な変更がない場合であっても、「事業上及び財務上の対処すべき課題」に会社法施行規則第103条第3号に掲げる事項を記載する。

その他の事項は以下のとおりである。

項 目	記載内容
研究開発活動	・ 当中間連結会計期間における研究開発活動の金額を記載 ・ 研究開発活動の状況に重要な変更があった場合、その内容 セグメント情報に関連付けて記載
従業員数	当中間連結会計期間において、従業員数（就業従業員数という） に著しい増加または減少があった場合、セグメント情報に関連 付けてその事情及び内容を記載
生産、受注及び販 売の実績	生産、受注及び販売の実績に著しい変動があった場合、その内 容を記載
主要な設備	当中間連結会計期間において、主要な設備（リース資産を含む） に著しい変動（※）があった場合、その内容を記載

（※） 新設、休止、大規模修繕、除却もしくは売却等による著しい変動は、当中間連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模修繕、除却もしくは売却等についての著しい変動

（3）【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約（貸付又は締結等）された場合に、その内容等一定の事項（開示府令第4号の三様式記載上の注意（9）a～i）を記載する。

3 【提出会社の状況】

（1）【株式等の状況】

① 【株式総数等】

- ・ 当中間連結会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式数を記載
- ・ 内容欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載
- ・ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載

② 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度】

- ・ 当中間連結会計期間において新株予約権証券を発行した場合、当該新株予約権証券について、発行に係る決議年月日等、所定の事項（開示府令第4号の三様式記載上の注意（11））を記載

- ・会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合、内容の異なる新株予約権ごとに記載【その他の新株予約権等の状況】

- ・買収防衛策の一環として、当中間連結会計期間において新株予約権を発行した場合、決議年月日等、所定の事項（開示府令第四号の「議式記載上の注意(12)」）を記載
- ・上述した「新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみ記載することができる

③【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

- ・当中間連結会計期間に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合、当該中間連結会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数等（所定の事項）を記載
- ・複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合、種類ごとに区分して記載

④【発行済株式総数、資本金等の増減】

- ・当中間連結会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減を記載
- ・中間連結会計期間の末日後、半期報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金等が増減している場合、有価証券報告書とは異なり半期報告書でその増減を求められている。

⑤【大株主の状況】

- ・当中間連結会計期間の末日現在の大株主の状況を記載
- ・会社から大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載

⑥【議決権の状況】

- ・当中間連結会計期間の末日現在の議決権の状況についての記載

（四）【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間連結会計期間において役員

に異動があった場合に記載する。

新任役員で他の役員と二親等内の関係がある場合には、その内容を、退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載する。

4 【経理の状況】

(1) 中間連結貸借対照表

有価証券報告書の連結貸借対照表と比べて、表示科目を一部集約するとともに区分掲記ルールも簡便なものとなっている。

①流動資産

流動資産に属する資産は、以下の項目の区分に従って表示する。「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」を「流動資産」の科目をもって一括して掲記することができるが、その場合にはその内訳科目及び金額を注記する。

流動資産の区分表示	別掲基準
a 現金及び預金	当該科目に該当する項目であっても資産の総額の100分の10以下のもので、他の項目に属するものと一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。
b 受取手形、売掛金及び契約資産	
c 有価証券	
d 商品及び製品（半製品を含む）	
e 仕掛品	資産の総額の100分の10を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目によって別に掲記
f 原材料及び貯蔵品	
g その他	

②固定資産

有形固定資産、投資その他の資産に属する資産については、それぞれ「有形固定資産」「投資その他の資産」の科目に一括して表示する。但し、適当と認められる項目に限り、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。また、資産総額の100分の10を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

有形固定資産については、「のれん」と「その他」に区分して表示する。但し、「のれん」の金額が資産総額の100分の1以下である場合には、全額を「その他」

として表示できる。また、資産総額の100分の10を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

③繰延資産

繰延資産に属する資産は、「繰延資産」の科目に一括して表示する。但し、適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。また、資産総額の100分の10を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

④流動負債

流動負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

流動負債の区分表示	別掲基準
a 支払手形及び買掛金	当該科目に該当する項目であっても負債・純資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。
b 短期借入金（金融手形及び当座貸越を含む）	
c 未払法人税等	負債・純資産の総額の100分の1を超えるものは、当該引当金の設定目的を示す名称をもって掲記
d 引当金	
e 資産除去債務	負債・純資産の総額の100分の10を超えるものについては、当該負債の内容を示す科目をもって別に掲記
f その他	

⑤固定負債

固定負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

固定負債の区分表示	別掲基準
a 社債	当該科目に該当する項目であっても負債・純資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。
b 長期借入金	
c 引当金	負債・純資産の総額の100分の1を超えるものは、当該引当金の設定目的を示す名称をもって掲記
d 退職給付に係る負債	
e 資産除去債務	負債・純資産の総額の100分の10を超えるものについては、当該負債の内容を示す科目をもって別に掲記
f その他	

⑥純資産

純資産は株主資本、その他の包括利益累計額、新株引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

(2) 中間連結損益計算書

有価証券報告書の連結損益計算書及び連結包括利益計算書（又は連結損益及び連結包括利益計算書）と比べて、区分掲記ルールも簡便なものとなっている。

①販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費については、適当と認められる費用を分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。但し、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記する方法でもよい。

この場合、主要な費目とは、支払費用、受取金繰入額並びにこれら以外の費目で、その金額が販売費及び一般管理費の累計額の100分の20を超える費用、その他区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

②営業外損益

営業外損益については、有価証券報告書と同様の記載となるが、別掲基準が営業外収益（損失）の総額の100分の20超となっている点が異なる。

③特別損益

特別損益については、有価証券報告書と同様の記載となるが、別掲基準が特別利益（損失）の総額の100分の20超となっている点が異なる。

親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失

税金等調整前中間純利益以下については、有価証券報告書と同様の記載であるが、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」の金額を「法人税等」として一括掲記することが可能である点が異なる。なお、一括掲記した場合でも注記をする必要はない。

(3) 中間連結包括利益計算書

中間連結包括利益計算書は、連結包括利益計算書と構成や記載内容に大きな違いはない。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

中間連結キャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書と構成や記載内容に大きな違いはない。

(5) 継続企業の前提に関する事項

半期報告書での継続企業の前提に関する事項の注記に関しては、財務諸表等規則ガイドラインを準用しているため、基本的に記載内容は有価証券報告書と同様である。但し、期中という特性から、表のとおり有価証券報告書とは異なる期中特有の事項がある。

前期末		当中間連結決算	記載すべき事項
不確実性	注記内容	不確実性	
有	状況の内容、対応策等	有	・不確実性の変化も含めて記載 ・不確実性に変化がない場合には前期の注記を踏襲した記載（この期間に対応した内容も記載） ・対応策は、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までを対象
		無※	記載不要
無	無	新たな発生	当中間連結決算日末日から1年間にわたった評価

(※) 中間連結決算後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合、注記は必要ない。

④ 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更
有価証券報告書と相違点はない。

(7) 会計処理基準及び会計方針の変更等

半期報告書では、有価証券報告書で記載されている会計処理基準に関する事項は記載しない。

【会計方針の変更等】の記載内容は、有価証券報告書と比較すると、前事業年度に係る1株当たり情報に対する影響額や前事業年度の期首における資産額に対する累積的影響額等、一部の記載は求められていない。

(8) 中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。但し、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理には、原価差異の繰延処理、税金費用の計算（年度の見積実効税率を使用する方法）が規定され、これら中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合は、会計方針の変更に該当する。

(9) 追加情報

有価証券報告書と異なる点はない。

(10) 注記事項

① 中間連結貸借対照表関係

連結貸借対照表と前記との比較は以下のとおりであり、簡略化されていることが分かる。

有価証券報告書の注記事項	半期報告書での注記事項
棚卸資産の内訳の注記（連結貸借対照表に一括掲記した場合）	左記と同様の注記が必要
減価償却額を繰延控除している場合の減価償却累計額の注記	左記と同様の注記が必要
非連結子会社及び関連会社株式の注記	必要なし
担保提供による債務の注記	必要なし
棚卸資産及び工事損失引当金の注記	左記と同様の注記が必要
偶発債務の注記	左記と同様の注記が必要

②中間連結損益計算書関係

連結損益計算書の注記との比較は以下のとおりであり、簡略化されていることが分かる。

有価証券報告書での注記事項	四半期報告書での注記事項
・販売費及び一般管理費の主要な費目は合計額の100分の10超 ・連結損益計算書で「販売費及び一般管理費」と一括掲記した場合に注記必要	・販売費及び一般管理費の主要な費目は合計額の100分の20超
その他（工事損失引当金繰入額、低価法、研究開発費の総額、固定資産売却損益の内訳、減損損失）	必要なし

但し、中間連結会計期間の特性として、事業の性質上、売上高又は経費費用に著しい季節的変動がある場合は、その状況を注記する必要がある。

③中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記として要されているもののうち、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係のみが注記の対象となる。

④株主資本関係

連結株主資本等計算書の注記事項のうち、配当に関する注記のみが必要となる。但し、株主資本（金）が前連結会計年度末に比して著しい変動があった場合には、主な変動理由を注記しなければならない。

⑤セグメント情報等

有価証券報告書のセグメント情報等と比較すると以下のとおりである。

有価証券報告書での注記事項	四半期報告書での注記事項
報告セグメントの概要	必要なし
報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びその算定方法	必要なし
報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報	報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報
差異調整に関する事項	左記と同様の記載が必要

但し、報告セグメントごとの資産の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合は、変動する要因となった事実の概要を記載する必要がある。

半期報告書における報告セグメントを廃止した場合等の取扱い是有価証券報告書と同様である。

⑥金融商品関係、有価証券関係、デリバティブ取引関係

以下に該当する場合、注記が必要となる。

項 目	半期報告書での注記が必要となる場合
金融商品関係	・科目ごとに、事業グループの事業の運営において重要なものかつ、前連結会計年度の末日と比較し著しい変動が認められる場合 (この場合で、中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性がない場合は、省略可能)
有価証券関係	・事業グループの事業の運営において重要なものかつ、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合
デリバティブ取引関係	・事業グループの事業の運営において重要なものかつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合

なお、金融商品関係においては、中間連結貸借対照表日における金融商品の時価を算定して、適時に正確な金額を把握することが困難な場合は概算額を記載することができ、極めて困難な場合には所定の注記事項に代えて、その旨、その理由、

当該金融商品の概要及び中間連結貸借対照表計上額を記載することができる。

⑦収益認識関係

当中間連結会計期間に係る顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であって、投資者その他の中間連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

⑧1株当たり情報

有価証券報告書での1株当たり情報と比較し、1株当たり純資産額についての記載が不要となる。その他は有価証券報告書と同様である。

⑨重要な後発事象及びその他

有価証券報告書と相違点はない。

▶▶▶確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1 中間連結財務諸表を作成している会社において、半期報告書の【主要な経営指標等の推移】に記載すべき経営指標等として、1株当たり純資産額がある。
- 問2 従業員数が前連結会計年度から著しく変動した場合であっても、半期報告書には一切従業員の数について記載する必要はない。
- 問3 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めている場合には、重要な変更がない場合であっても【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】で会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載することとなっている。
- 問4 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、金額が総資産額の100分の10を超えていても「棚卸資産」の科目をもって一括掲記することができる。
- 問5 有形固定資産と投資その他の資産に属する資産については、原則としてその金額がそれぞれ資産総額の100分の10を超えない限り「有形固定資産」「投資その他の資産」の科目に一括して掲記する。
- 問6 資産除去債務に計上される流動負債に計上される金額と固定負債に計上される金額が合計で負債及び純資産の合計額の100分の1を超える場合には別掲しなければならない。
- 問7 (企業結合等)の注記は、当中間連結会計期間に企業結合が行われていない場合は、たとえ前中間連結会計期間に企業結合が行われていた場合であっても記載は必要ない。
- 問8 半期報告書における中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記は、有価証券報告書における連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記と同一項目が求められる。
- 問9 半期報告書の記載項目は有価証券報告書と比較して一部簡略化されているため、半期報告書でのみ記載が求められる事項はない。

▶▶▶解説

問1 誤り

半期報告書では1株当たり純資産額の開示は求められていない。この点に併せて、【主要な経営指標等の推移】の項目を復習しておきたい。

問2 誤り

当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に「著しい増減があった場合には、セグメント情報に関連付けてその事情及び内容等について、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に記載する必要がある。他の「著しい変化があった場合」には、「生産、受注及び販売の実績」「主要な設備」がある。併せて「研究開発活動」の場合も押さえておく必要がある。

問3 誤り

当中間連結会計期間に財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に重要な変化があった場合には、その内容を記載することが求められている。なお、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載する必要がある。

問4 正しい

但し、当該項目に属する資産の総額及びその金額を注記する。

問5 正しい

併せて、押さえておくべき事項は、「のれん」（資産総額の100分の1以下である場合には、これに含まれることが可能）である。

問6 誤り

資産除去債務等、流動負債と固定負債に分かれるものについて、別掲基準の金額は総額ではなく別々に判断する。そのため、仮に合算して負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたとしても、別々に判定して超えないのであれば別掲する必要はない。

問7 正しい

企業結合等関係の注記は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、重要性の乏しい場合を除いて所定の事項を

注記しなければならない。他の注記と併せて覚えていて欲しい。

問8 誤り

半期報告書における中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記は、有価証券報告書における連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記と比較すると一部簡略化されており、例えば重要な非資金取引の内訳の記載は有価証券報告書でのみ求められている。

問9 誤り

半期報告書の記載項目は、基本的には有価証券報告書でも記載が求められているものであるが、半期報告書でのみ記載が求められる事項として、「中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記」がある。但し、当該注記も重要性が乏しい場合には注記を省略することができる。

4. 【連結計算書類及び計算書類等】

要点整理

- ・大会社であって、有価証券報告書の提出義務のある会社は、計算書類に加えて、連結計算書類も作成する必要がある。
- ・連結計算書類及び計算書類等は以下より構成され、連結包括利益計算書（連結）キャッシュ・フロー計算書の作成は不要である。

	連結計算書類	計算書類等
計算書類	・連結貸借対照表 ・連結損益計算書 ・連結株主資本等変動計算書 ・連結注記表	・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表
附属明細書	—	・有形固定資産及び無形固定資産の明細 ・子会社明細 ・販売費及び一般管理費の明細

- 〔（連結）貸借対照表、（連結）損益計算書、（連結）株主資本等変動計算書〕
- ・（連結）貸借対照表、（連結）損益計算書の表示面に関しては、会社計算規則に従うこととなるが、比率による別掲基準がない等、連結財規ほど細かく規定されていない。以下に、会社計算規則との違いを記載する。

	連結財規 (有価証券報告書)	会社計算規則 (連結計算書類)
比率による独立掲記基準	○	—
表示方法	前期との2期分比較表示	当期分のみ（*）
金額単位表示	千円、百万円の単位	一円、千円、百万円単位
連結株主資本等変動計算書の表示方法	XBRLの導入により純資産項目を横に並べる表示方法のみ	純資産項目を縦に並べる表示方法と横に並べる表示方法のいずれか

- （*）正当な理由による過年度遡及を有価証券報告書上の連結財務諸表で行った場合でも、連結計算書類では過年度の影響を当期の期首剰余金及び期首残高にのみ反映する。（たまたま過去の誤謬に重要性がある場合など、過年度の計算書類を確定しなおさなければならないケースもある。）

[連結注記表、個別注記表]

- ・注記表は、(連結) 貸借対照表、(連結) 損益計算書、(連結) 株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記について、その関連を明らかにする

主な注記項目	連結注記表	個別注記表
継続企業の前提に関する注記	○	○
重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
貸借対照表等に関する注記	○	○
損益計算書に関する注記	-	○
株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
税効果会計に関する注記	-	○
リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○
金融商品に関する注記	○	連結注記表を作成した場合、記載は不要
賃貸等不動産に関する注記	○	○
持分法損益等に関する注記	-	○
関連当事者との取引に関する注記	○	○
1株当たり情報に関する注記	○	○
重要な後発事象に関する注記	○	○
連結配当規制適用会社に関する注記	-	○
収益認識に関する注記	○	連結注記表を作成した場合、収益を理解するための基礎となる情報のみ必要
その他の注記	○	○

※：個別注記表での注記項目は会計監査人設置会社を前提としている。

・上記で必要とされるものの注記の内容は、有価証券報告書における記載とほぼ同様であるが、記載が求められる項目が少なく、内容についても財根ほど細かく規定されているわけではない。例えば、主に以下のよう

- ① 「(連結) 株主資本等変動計算書に関する注記」において、自己株式・自己新株予約権に関する注記は不要
- ② 「1株当たり情報に関する注記」において、算出根拠、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の記載は不要

[附属明細書]

- ・ 計算書類の附属明細書には、「有形固定資産及び無形固定資産の明細」、「引当金の明細」、「販売費及び一般管理費の明細」がある。
- ・ 有形固定資産及び無形固定資産の明細は、取得価額又は帳簿価額をベースとして記載しても構わない。
- ・ 引当金の明細は、期首または期末のいずれかに残高がある引当金を対象として、引当金ごとに「期首残高」「当期増加額」「当期減少額」及び「期末残高」を記載する。なお、「当期減少額」は「目的使用」と「その他」に分けてもよい。当期増加額と当期減少額は相殺することなく、それぞれ総額で記載する点には留意が必要である。
- ・ 引当金の明細において、退職給付引当金についても、個別の明細表に退職給付に関する注記（財規8条の13に準ずる注記）を行っている限り、その旨を記載すれば、明細書への記載を省略することができる。

column

関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引に関する注記は、有価証券報告書、計算書類等では、開示対象となる取引の範囲が取引条件で決まることがある。

有価証券報告書	計算書類等
開示対象となる範囲の違い	個別計算書類においてのみ開示（※1）
市場価値その他の取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引条件と同様の取引を決定していること、明白な場合における取引	注記不要

（※1）連結財務諸表提出会社と連結子会社との取引も開示対象となる。

【著者プロフィール】

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

【著者紹介】

監 修	松本雄一（まつもと・ゆういち）	
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし）	
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）	
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ）	小畑 旭（おばた・あさひ）
	小坂橋秀徳（こいたばし・ひでのり）	中谷真久（なかや・まさひさ）
	吉澤直隆（よしざわ・なおたか）	

2015 年 1 月 18 日 初版第 1 刷発行
2025 年 8 月 1 日 第 17 刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編 重要ポイント&精選問題

編 著 者 EY 新日本有限責任監査法人
発 行 者 岩 村 信 寿
発 行 所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座1-12-4-7F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用、することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・本書の一部または全部をあらゆるデータ（印刷物、電子ファイル、インターネット等）により、複製及び転載、また、第三者へ転売（オークション含む）、譲渡する事を禁じます。